

# 平成26年度男女雇用機会均等法等の施行状況

富山労働局雇用均等室

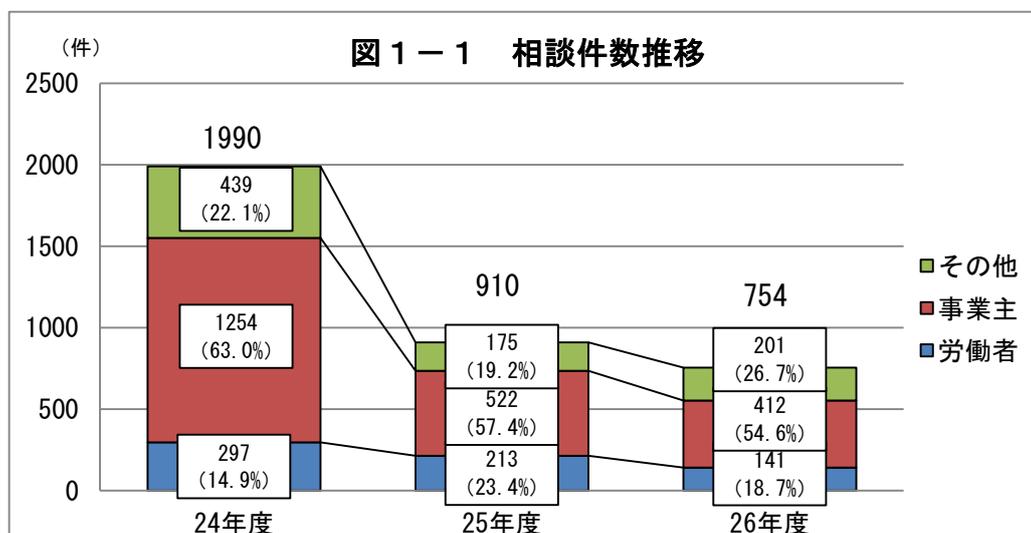
## 1 相談

### (1) 相談総数

◆ 平成26年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は754件。

○相談件数は、改正育児・介護休業法が全面施行された平成24年度（1990件）以降減少傾向にある（図1-1）。

○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が412件（54.6%）、労働者からの相談が141件（18.7%）となっている。



### (2) 各法ごとの相談

◆ 男女雇用機会均等法関係が154件、育児・介護休業法関係が466件、パートタイム労働法関係が134件。

#### ①男女雇用機会均等法

○男女雇用機会均等法に係る相談については、「妊娠等による不利益取扱い」が40件で最も多く、「セクハラ」34件、「母性健康管理」23件と続く（図1-3）。

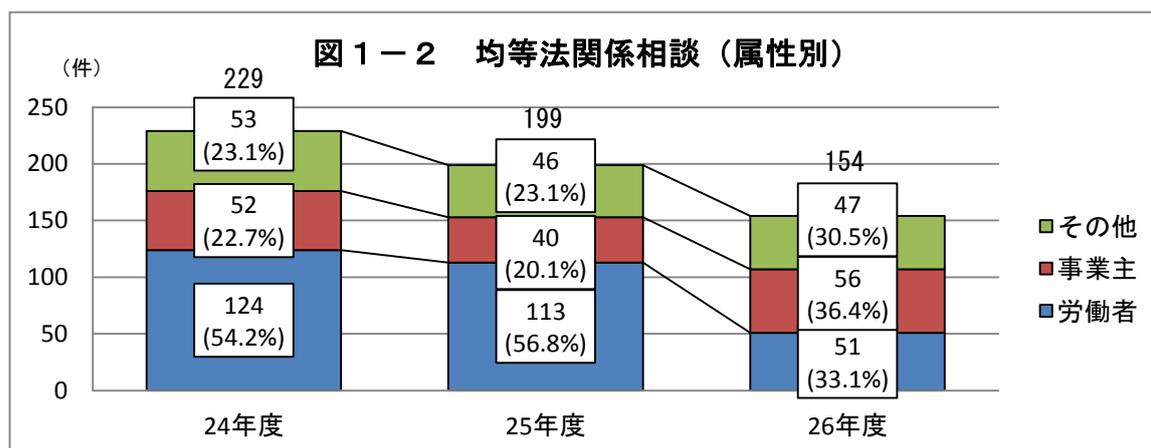
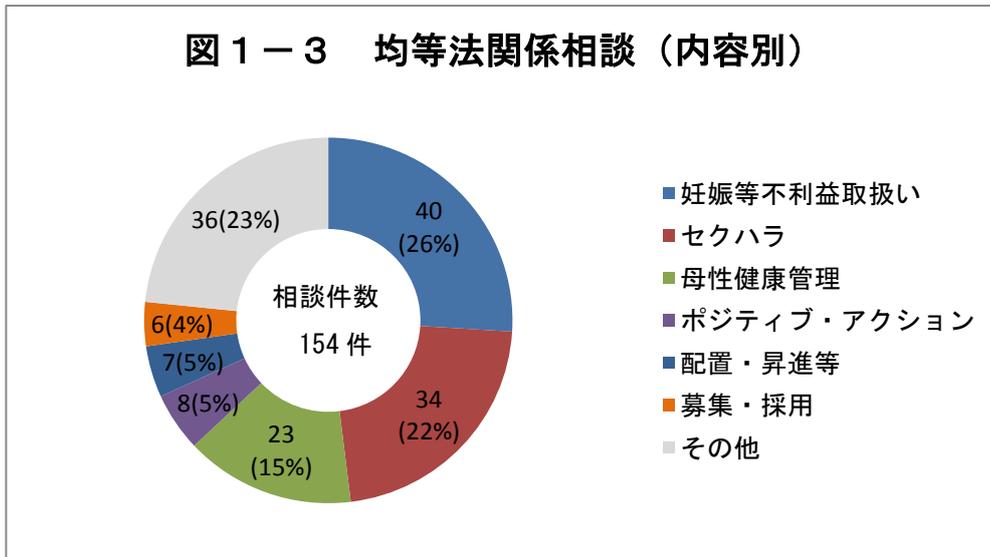


図 1 - 3 均等法関係相談（内容別）



②育児・介護休業法

○育児・介護休業法に係る相談については、「育児休業」が125件で最も多く、「育児短時間勤務」73件、「介護休業」39件と続く（図1-5）。

図 1 - 4 育介法関係相談（属性別）

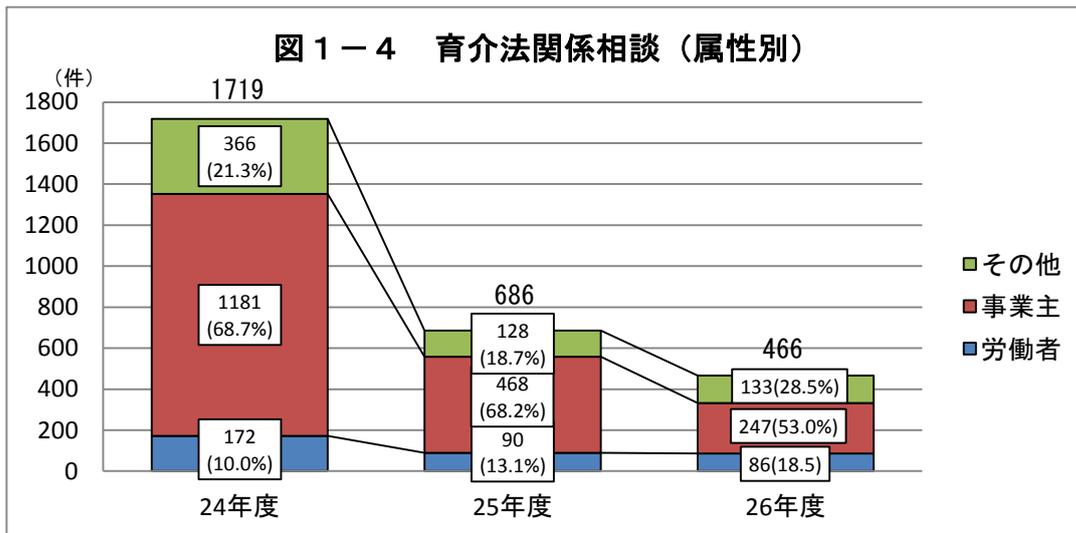
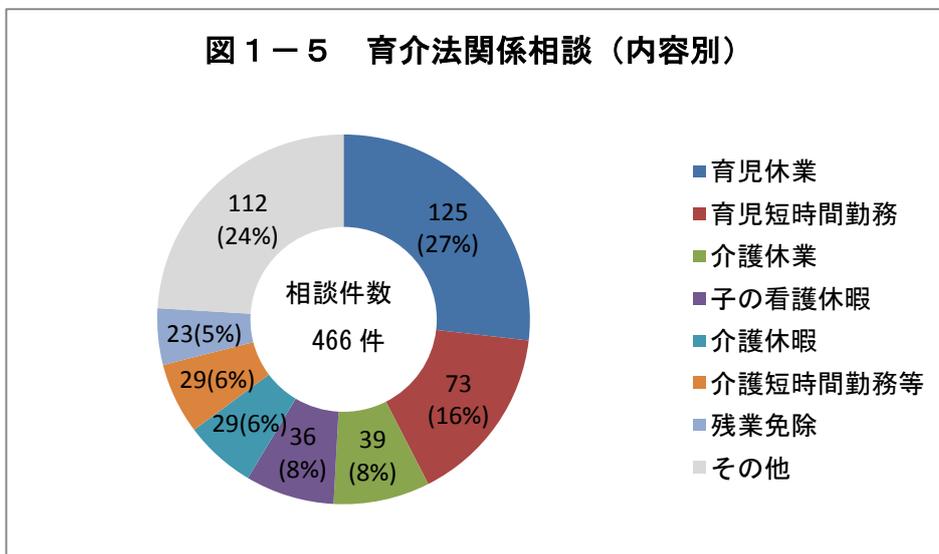
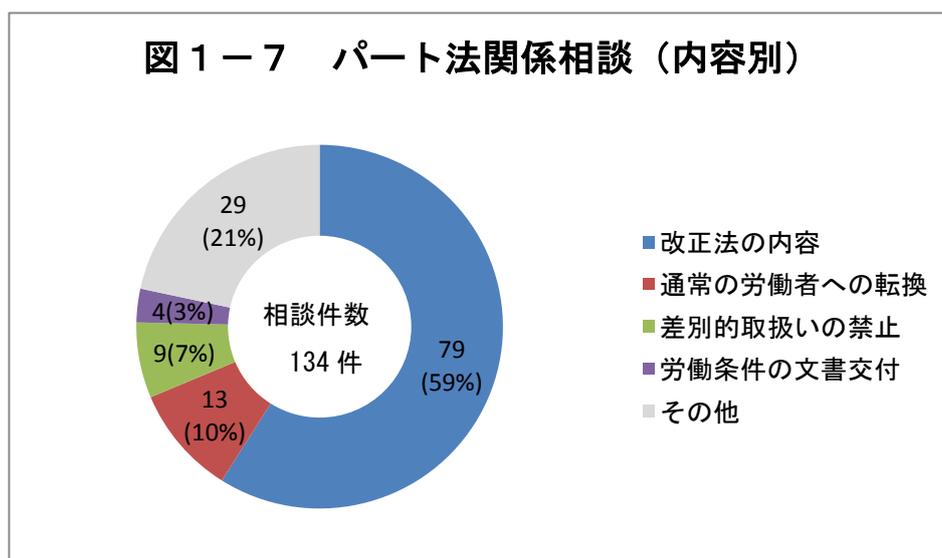
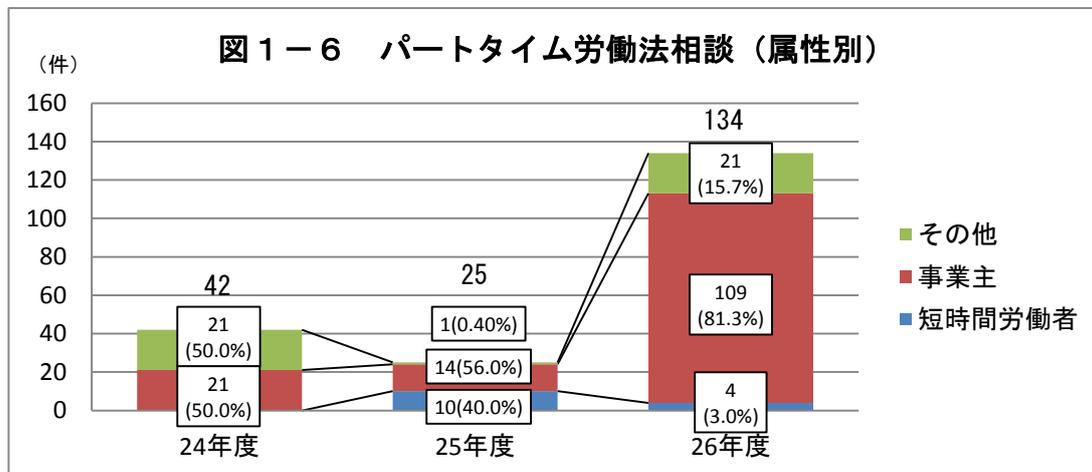


図 1 - 5 育介法関係相談（内容別）



### ③パートタイム労働法

○パートタイム労働法に係る相談については、平成27年4月の改正法施行を受け事業主からの相談が増加（109件）。相談内容も「改正法の内容」が79件で最も多く、「通常の労働者への転換」13件、「差別的取扱いの禁止」9件と続く（図1-6、図1-7）。



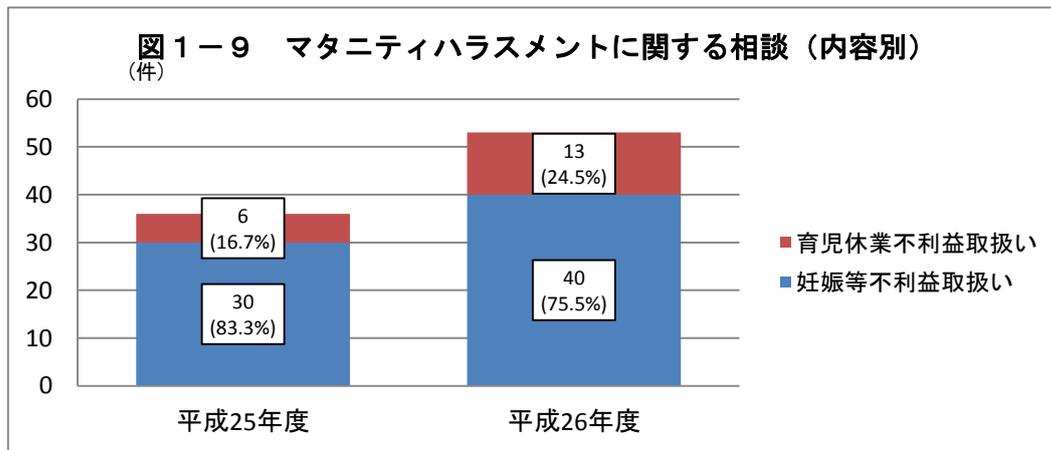
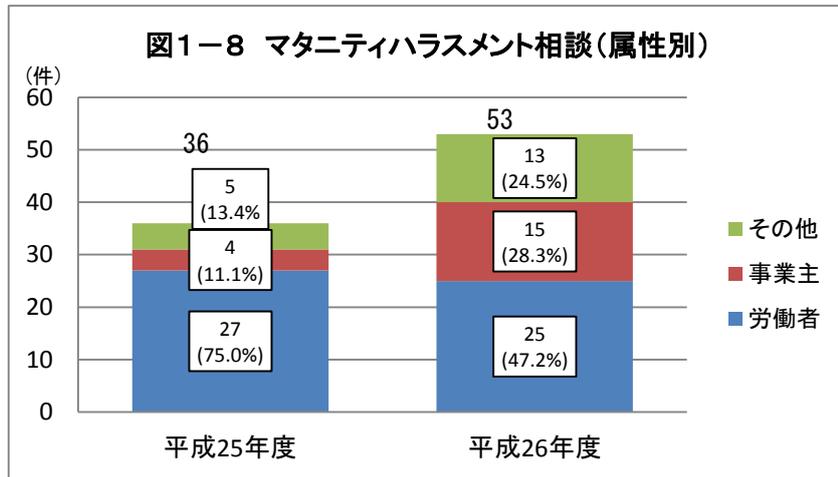
### (3) マタニティハラスメント相談

◆ マタニティハラスメントに係る相談は53件で、前年度（36件）の約1.5倍となった。

○いわゆる「マタニティハラスメント」に該当する「妊娠等を理由とする不利益取扱い」及び「育児休業を理由とする不利益取扱い」に関する相談<sup>(注)</sup>は、平成26年度は53件である。

(注) 妊娠等を理由とする不利益取扱い 男女雇用機会均等法（第9条3項）で禁止されている。  
育児休業を理由とする不利益取扱い 育児・介護休業法（第10条）で禁止されている

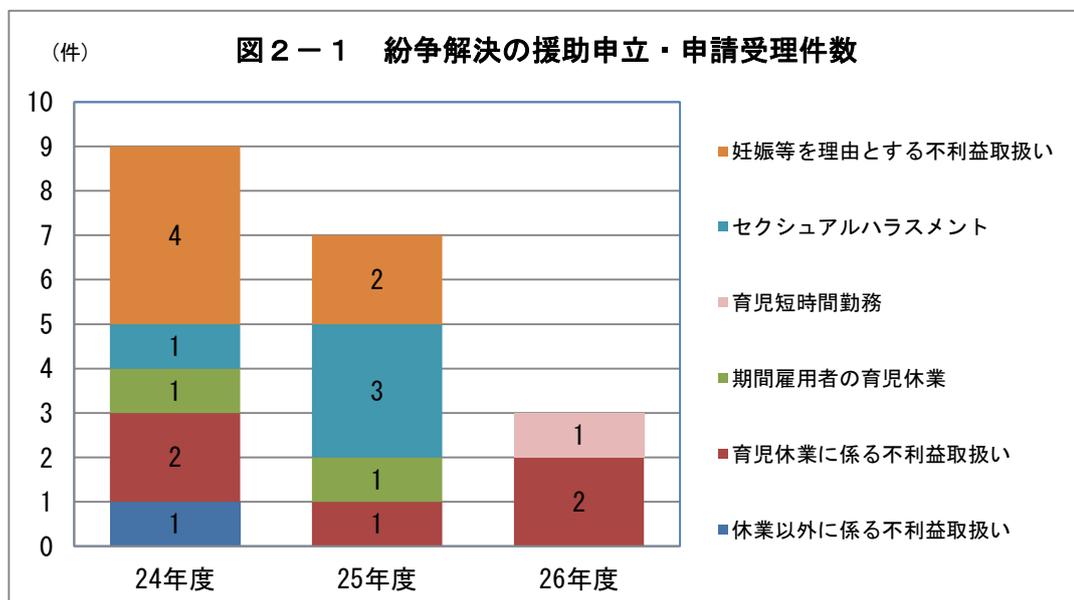
○労働者からの相談は横ばいであるが、「事業主」及び「その他（家族等を含む）」からの相談が増加（図1-8）。



## 2 紛争解決援助

◆ 「労働局長による紛争解決援助」が3件。「調停」はなし。

○申立内容は、いずれも育児・介護休業法関連（「育児休業に係る不利益取扱い」及び「育児短時間勤務」となっている（図2-1）。男女雇用均等法及びパートタイム労働法関係の申立はなし。



### 3 是正指導

#### (1) 男女雇用機会均等法に基づく指導(男女雇用機会均等法第 29 条)

◆ 154 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反が確認された 148 事業所 (96.1%) に対し、384 件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「セクシュアルハラスメント対策」が最も多く、次いで「母性健康管理措置」となっている(表 2-4)。

表3-1 是正指導件数の推移 (件)

指導内容	24 年度	25 年度	26 年度
募集・採用	5 (2.4%)	5 (1.5%)	2 (0.5%)
配置・昇進・降格・教育訓練等	6 (2.9%)	7 (2.1%)	1 (0.3%)
間接差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
セクシュアルハラスメント対策	147 (71.4%)	198 (60.6%)	259 (67.4%)
母性健康管理措置	48 (23.3%)	117 (35.8%)	121 (31.5%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	206 (100.0%)	327 (100.0%)	384 (100.0%)

#### (2) 育児・介護休業法に基づく是正指導(育児・介護休業法第 56 条)

◆ 197 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 196 事業所 (99.5%) に対し、895 件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「育児のための所定労働時間の短縮措置等」が 100 件 (11.2%)、「育児休業」が 83 件 (9.3%)、「介護のための所定労働時間の短縮等の措置等」が 77 件 (8.6%)、「育児のための時間外労働の制限」が 68 件 (7.6%) となっている(表 3-2)。

表3-2 是正指導件数の推移

指導内容		24 年度	25 年度	26 年度
育児 休業	育児休業	161 (10.9%)	128 (9.3%)	83 (9.3%)
	子の看護休暇	139 (9.4%)	106 (7.7%)	52 (5.8%)
	所定外労働の制限	116 (7.8%)	110 (8.0%)	54 (6.0%)
	時間外労働の制限	123 (8.3%)	104 (7.5%)	68 (7.6%)
	深夜業の制限	53 (3.6%)	49 (3.5%)	22(2.5%)
	所定労働時間の短縮措置等	135 (9.1%)	146 (10.6%)	100 (11.2%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24 条) ※努力義務	165 (11.2%)	193 (14.0%)	138 (15.4%)
	小計	892(60.4%)	836(60.5%)	517(57.8%)

介護休業	介護休業	97 (6.6%)	76 (5.5%)	52 (5.8%)
	介護休暇	120 (8.1%)	108 (7.8%)	60 (6.7%)
	時間外労働の制限	66 (4.5%)	58 (4.2%)	38 (4.2%)
	深夜業の制限	60 (4.1%)	47 (3.4%)	23 (2.6%)
	所定労働時間の短縮措置等	108 (7.3%)	96 (6.9%)	77 (8.6%)
	小計	451(30.5%)	385(27.9%)	250(27.9%)
職業家庭両立推進者 ※努力義務		135(9.1%)	161(11.6%)	128(14.3%)
合計		1478(100.0%)	1382(100.0%)	895(100.0%)

### (3) パートタイム労働法に基づく是正指導(パートタイム労働法第16条)

◆ 324事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された310事業所(95.7%)に対し、867件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「労働条件の文書交付等」が291件(33.6%)、「通常の労働者への転換」が210件(24.2%)となっている(表3-3)。

表3-3 是正指導件数の推移

(件)

指導内容	24年度	25年度	26年度
労働条件の文書交付等	272 (38.1%)	330 (37.0%)	291 (33.6%)
就業規則の作成手続 ※努力義務	69 (9.7%)	111 (12.5%)	127 (14.6%)
正社員との差別的取扱いの禁止	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
賃金の均衡待遇 ※努力義務	39 (5.5%)	44 (4.9%)	38 (4.4%)
教育訓練	43 (6.0%)	27 (3.0%)	15 (1.7%)
福利厚生施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
通常の労働者への転換	155 (21.7%)	189 (21.2%)	210 (24.2%)
待遇に関する説明 ※努力義務	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
短時間雇用管理者の選任 ※努力義務	83 (11.6%)	89 (10.0%)	77 (8.9%)
その他(指針等) ※努力義務	52 (7.3%)	102 (11.4%)	109 (12.6%)
合計	713 (100.0%)	892 (100.0%)	867 (100.0%)

<参考>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の相談内容の内訳

I 男女雇用機会均等法

(件)

相談内容	24年度	25年度	26年度
募集・採用	8 (3.5%)	13 (6.5%)	6 (3.9%)
配置・昇進・降格・教育訓練等	9 (3.9%)	8 (4.0%)	7 (4.6%)
間接差別	0 (0.0%)	1 (0.5%)	4 (2.6%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	34 (14.8%)	31 (15.6%)	41 (26.6%)
セクシュアルハラスメント	142 (62.0%)	88 (44.2%)	34 (22.1%)
母性健康管理	16 (7.0%)	27 (13.6%)	23 (14.9%)
ポジティブ・アクション	2 (0.9%)	7 (3.5%)	8 (5.2%)
その他	18 (7.9%)	24 (12.1%)	31 (20.1%)
合計	229 (100.0%)	199 (100.0%)	154 (100.0%)

II 育児・介護休業法

(件)

相談内容		24年度	25年度	26年度
育児関係	育児休業	239 (13.9%)	124 (18.1%)	112 (24.0%)
	子の看護休暇	133 (7.7%)	49 (7.2%)	36 (7.7%)
	不利益取扱い(育児休業)	24 (1.4%)	6 (0.9%)	13 (2.8%)
	不利益取扱い(育児休業以外)	4 (0.2%)	1 (0.1%)	1 (0.2%)
	所定外労働の制限	136 (7.9%)	54 (7.9%)	23 (5.0%)
	時間外労働の制限	120 (7.0%)	46 (6.7%)	19 (4.1%)
	深夜業の制限	123 (7.1%)	42 (6.1%)	21 (4.5%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	240 (14.0%)	113 (16.5%)	72 (15.5%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	23 (1.3%)	17 (2.5%)	16 (3.4%)
	労働者の配置に関する配慮	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業期間等の通知	13 (0.8%)	4 (0.6%)	3 (0.6%)
	その他	31 (1.8%)	16 (2.3%)	15 (3.2%)
	小計		1087 (63.2%)	472 (68.8%)
介護関係	介護休業	142 (8.3%)	54 (7.9%)	39 (8.4%)
	介護休暇	134 (7.8%)	46 (6.7%)	29 (6.2%)
	不利益取扱い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	時間外労働の制限	104 (6.0%)	32 (4.7%)	15 (3.2%)
	深夜業の制限	104 (6.0%)	33 (4.8%)	17 (3.7%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	118 (6.9%)	42 (6.1%)	29 (6.2%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	9 (0.5%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	労働者の配置に関する配慮	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業期間等の通知	8 (0.5%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	その他	12 (0.7%)	3 (0.4%)	5 (1.1%)
小計		631 (36.7%)	212 (30.9%)	134 (28.8%)
職業家庭両立推進者		1 (0.1%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)
合計		1719 (100.0%)	686 (100.0%)	466 (100.0%)

Ⅲ パートタイム労働法

(件)

相 談 内 容	24 年度	25 年度	26 年度
労働条件の文書交付等	0 (0.0%)	1 (4.0%)	4 (3.0%)
就業規則の作成手続	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
正社員との差別的取扱いの禁止	0 (0.0%)	1 (4.0%)	9 (6.7%)
賃金の均衡待遇	0 (0.0%)	2 (8.0%)	3 (2.3%)
教育訓練	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)
福利厚生施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.3%)
通常の労働者への転換	11 (26.2%)	6 (24.0%)	13 (9.7%)
待遇に関する説明	0 (0.0%)	1 (4.0%)	1 (0.7%)
指針	2 (4.8%)	1 (4.0%)	1 (0.7%)
短時間雇用管理者	0 (0.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)
改正法の内容	- -	- -	79 (59.0%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	29 (69.0%)	11 (44.0%)	18 (13.4%)
合 計	42 (100.0%)	25 (100.0%)	134 (100.0%)